平成２１年（フ）第９０２９号
大阪府豊中市桜の町６丁目９番３号
債務者　石﨑　真弓
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０５２号
大阪市住吉区山之内１丁目14番10号　ルミナスアスカ３Ｂ号
債務者　石川　文子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０６１号
大阪市此花区春日出北１丁目10番９号　山本文化２Ｆ
債務者　藤井　昭夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２４号
北海道小樽市桜１丁目24番13号、前住所北海道小樽市望洋台３丁目４番４号
債務者　山澤　義廣
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２８６号
北海道苫小牧市北栄町４丁目19番地の６
債務者　林　　郁子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５７３号
宮城県宮城郡利府町青山３丁目19番地６
債務者　須藤　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２６号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣175番地の２
アップル壱番館201
債務者　森　ひとみ（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷北２丁目９番26号
債務者　半澤　　晋
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６１号
仙台市若林区沖野６丁目６番９―102号
債務者　及川　寛正
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７１号
仙台市太白区太白２丁目９番２―203号
債務者　佐藤さと子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
福島県伊達郡川俣町字後庵５番地の２
債務者　長谷川睦子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６６２号
水戸市見川３丁目799番地の１
債務者　村崎　昭子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６６４号
茨城県常陸大宮市野上1607番地の387
債務者　木村きく江
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６７６号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地県営石神アパート３―１―４
債務者　根本　慎吾（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６７９号
水戸市千波町96―１　穴山住宅、住民票上の住所水戸市吉沢町421番地　永木住宅
債務者　山崎　次法
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２９１号
茨城県土浦市乙戸534番地８
債務者　小野﨑　充
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２９９号
茨城県かすみがうら市宍倉3599番地12
債務者　中村　定雄
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３５５号
金沢市尾張町２丁目10番18号　ダイアパレス尾張町1102号、従前の住所金沢市北町丁121番地１、従前々の住所石川県かほく市高松フ93番地
債務者　宮本　武久
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
金沢地方裁判所